

航空機地上業務等役務請負契約条項

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書において定めるところに従い、航空機の地上業務等役務（以下「役務」という。）を契約期限までにこれを実施し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 乙に支払われる代金の金額は契約金額とする。ただし、特約条項を付して支払金額を確定することを約定する場合は、当該特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

(債務の引受け等の承認)

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

(1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引受けさせる場合

(2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

2 甲は、前項各号に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人の届出)

第4条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、委任する事務の範囲を明らかにして、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

(下請負等)

第5条 乙は、当該役務の全部又は役務一部を第三者に請け負わせる場合には、その内容について、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。その内容について、変更が生じた場合も同様とする。

2 乙は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項について、その責めを免れない。

(特許法等上の権利の侵害の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行にあたり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し、第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、甲の直接的な指示に基づき履行した場合はこの限りでない。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書の疑義)

第7条 乙は、仕様書に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときはこの限りでない。

(監督官等の派遣)

第8条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、その他の関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び業務の範囲を乙に明示しなければならない。

3 監督官等は、職務の執行にあたり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、監督官等の職務の執行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

第2章 契約の履行

第1節 監督及び完成検査

(監督)

第9条 甲の指名した監督官は、乙の行う役務について、契約書、仕様書及び甲の定める監督実施要領に基づき、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において、立会い、指示、審査確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。

3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第10条 乙は、契約書、仕様書において要求された役務が完了したときは、甲の完成検査を受けなければならない。

2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書及び甲の定めた完成検査実施要領に基づいて行われるものとする。

3 完成検査においては、乙が行った役務に関し契約書及び仕様書に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第2節 代金の支払

(代金の請求及び支払)

第11条 乙は、役務を行い完了した場合は、適法な支払請求書により、甲に代金を請求するものとする。

2 甲は、乙の適法な支払請求書を受領した日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。

(支払の特例)

第12条 甲は、特約条項の定めるところにより部分払いを行う。

(支払遅延利息)

第13条 甲は、約定期間（第11条第2項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を支払わない場合は、約定期間満了日の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年※、※パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

第3章 契約の効力等

(危険負担)

第14条 天災地変、その他甲乙いずれの責に帰することの出来ない事由により、この契約の履行に関して損害が生じた場合において、その損害は甲の負担とする。

2 テロ・ハイジャック及び戦争行為により、この契約の履行に関して損害が生じた場合において、甲及び乙又は第三者に与えた損害は甲の負担とする。ただし、乙が善良な管理者の注意を怠った場合はこの限りでない。

3 前項の善良な管理者の注意とは、乙の定める管理基準によるものとする。

(損害負担及び賠償責任)

第15条 この契約に関連する乙の役務の履行に際し、乙は役務等に起因して甲及び乙は第三者に与えた損害に対して、乙は、責任を負うものとする。ただし、甲の故意又は過失に基づく場合若しくは甲乙いずれかの責に帰することのできない事由による場合はこの限りでない。

(保険)

第16条 乙は、甲が特に必要と認めた場合は、地上保険又はその他の保険を甲の費用負担で付さなければならない。

2 前項の規定する保険に関し、保険事故が発生した場合は、第14条及び第15条の規定により、甲の負担する金額は、当該補金額を控除した額とする。

(租税等)

第17条 この契約の履行に際し、乙は甲が必要と認める場合は、上空通過料、着陸料、空港利用料及びその他に係る精算業務を実施するものとする。

第4章 契約の変更等及び解除

第1節 契約の変更等

(契約の変更)

第18条 甲は、乙の行う役務が完了するまでの間において必要がある場合は、契約履行期限（履行期間）、役務実施場所、仕様書等の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

3 第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要がある場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるとき、その他相当と認めるときは、甲乙協議のうえ、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これを取りまとめて行うこととすることができる。

(事情の変更)

第19条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変（テロ・ハイジャック・戦争行為等を含む。）、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約の定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約により、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(役務の一時中止)

第20条 甲は、役務が完了するまでの間において、その役務を一時中止させることができる。

2 甲が役務を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙はその損害について甲乙協議し書面により定める。

第2節 契約の解除

(甲の解除権)

第21条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、相当の期間を定めてその履行を催促し、その期間に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により、乙が契約履行期限までに役務が行われなかった場合

(2) 乙が契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達成することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第22条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催促し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第23条 甲は、第21条第1項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 甲は、乙が甲の指定する期限までに前項に規定する違約金を納付しない場合には、当該違約金に対し期限の翌日から納付のあった日までの日数につき、年※. ※パーセントの利息を付して徴収するものとする。

(損害賠償)

第24条 甲は、第21条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が契約履行期限までに役務を完了しなかったことにより契約を解除した場合はこの限りでない。

2 第22条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。ただし、やむを得ない事情により請求に遅滞を生ずると予想される場合は、甲乙協議するものとする。

第5章 秘密保全

(秘密保全)

第25条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。契約完了後においても同様とする。

第6章 雑則

(調査)

第26条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の実原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

(法令等の遵守)

第27条 甲及び乙は、この契約の履行にあたり法令及び関係行政官庁等の通達等の定めを遵守するものとする。

(効力発生時期)

第28条 甲から乙に対する文書の通知は、甲が発信した日から、乙から甲に対する文書の通知は甲が受信した日からそれぞれ効力が発生するものとする。

(その他)

第29条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

4 この契約において、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」

(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第30条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。